

昭和三十九年通達が生きていた戸籍表記も見直しを！

## 全国で進む住民票正名

常務理事・事務局長 柚原 正敬

### 東京都通達が全国に波及

去る五月三十日に東京都が台湾からの転入・台湾への転出の際、住民基本台帳（住民票）に「台湾」の表記を認めてもよいとする通達を都内の全区市町村に出し、産経新聞で報道されたこともあって全国に波及している。

この通達を受け、杉並区や日野市では「台湾」に改正されていることが判明した。この住民票正名問題が三年前の平成十七年（二〇〇五年）、杉並区に発していたことを思い起こせば、感慨も深く嬉しい限りだ。

また、天目石要一郎・武蔵村山市議からの報告によれば、九月議会です當局に対応を質したところ、「市民の要

望どおりに表記する」ということにな

った。以前、武蔵村山市の市民課が「中国」と表記する法的根拠を調べたところ、結論は「法的根拠はない」だったことも併せて伝えていただいた。

さらに、東京都板橋区では、この問題に関心を抱く区民などからの要請により、十月一日から本人の届出に台湾とある場合は「台湾」と表記することになった。

一方、石川県では十月一日に開かれた総務企画委員会で、宮元陸原議の質問に対して担当者から台湾表記を認める旨の答弁があり、市町村からの問い合わせには公文書として回答することもできると答弁している。特に「そもそも国名についてこうしなければなら

ないという縛りはない」との石川県の認識は、住民票表記が外登記事務の国籍表記の縛りから完全に自由であることを示しており、他の自治体でも認識してもらいたい重要ポイントだ。

### 生きている法務省の戸籍事務通達

ところで、これまで住民票の台湾表記を阻む原因を「外登記事務の国籍表記の縛り」としていたが、最近になって、戸籍事務に関する法務省の昭和三十九年通達の存在が明らかとなった。

これは民事局長名で出された「中華民國の国籍の表示を『中国』と記載することについて」と題する通達で、「届書及び戸籍に記載すべき出生又は死亡の事件発生地はもちろん、婚姻又は縁組事項に記載する国籍の表示についても中国本土及び台湾を区別することなく、すべて『中国』と記載すること」と命じているが、これは、台湾政府を「中国」政府と承認していた（台湾住民を中国国民と見做した）時代の

通達で、これが戸籍の台湾表記を阻んでいたのである。

このように法務省は入国管理局の内規「外国人登録事務取扱要領」で在日台湾人の外登録の国籍欄を「中国」とし、四十四年も前の戸籍事務に関する通達で出生地など台湾の国籍を「中国」と表記しよう命じている。時代錯誤もはなはだしい、現実無視の内規や通達は今すぐ見直されるべきは当然であり、異論を挟む余地はない。

政府は来年度、外登録を廃止し「在留カード」を使った外国人台帳制度を導入する方針を明らかにしている。これを契機に、不条理極まる入国管理局内規も三十九年通達も早々に改めるべきを強く訴えたい。

### 森英介法相に小田村会長が要請書

小田村四郎会長は十月十六日、麻生内閣の法務大臣に就任した森英介氏に左の「在日台湾人外登録の国籍是正に関する要請書」を送達した。同時に、

森法相の地元千葉県の川村純彦支部長が同趣旨の要請書を地元事務所にしたことも併せてお伝えする。

〈貴省入国管理局の内規（外国人登録事務取扱要領）により、外国人登録における在日台湾人の国籍は「台湾」ではなく、在日中国人と同様「中国」となっており、中華人民共和国国民として扱っている。そのため在日台湾人に交付する「外国人登録証明書」の国籍表記は「中国」であり、その結果、学校、職場、日常生活において中国国民と誤解されるなど、さまざまな障害に直面している。

そもそも外国人登録の目的は「外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって公正な管理に資する」（外国人登録法第一条）ことにある。よってこのような身分関係を不明確にする措置は、明らかに同法違反であるとともに、同法の「公正な管理」の原則に反し、在日台湾人に不公平な精神的差別をもたらすものだ。

ところが、貴省が作成した人権擁護法案では、「台湾人の外国人登録に『中国』と記載する行為が人権侵害であるとする申告」の場合は調査を開始しない類例の一つとして挙げられた事実があるなど、貴省が加害者たる入国管理局の保護を図ろうとしているかに見える。

日本政府は台湾を中華人民共和国の領土とは認めておらず、台湾国民を中国国民と同一国民とするのは大きな誤りだ。

よって本会は貴省に対し、在日台湾人の国籍を「台湾」とするよう、速やかに訂正を行うよう要請する。以上

平成二十年十月十六日

日本李登輝友の会会長 小田村四郎

法務大臣 森英介殿

本会では近く署名活動も行う予定につき、ご助力を広く賜りたい。